

監督処分内容等について

1. 処分内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 期間

平成17年12月1日から平成17年12月22日までの22日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

鋼構造物工事業に係るものであって、かつ公共工事^(注1)に係るもの及び民間工事のうち補助金等^(注2)の交付を受けるもの

(3) 地域

全国

(注1) 国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2. 処分理由

別紙記載の15社は、遅くとも平成14年4月1日以降、国土交通省(東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局)及び日本道路公団が競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により発注する鋼橋上部工事について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していたもので、このことが独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会より平成17年9月29日付けで同法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、これを応諾している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

監督処分業者一覧

| | 商号 | 代表者 | 所在地 | 処分局 |
|----|---------------|-------|----------------------------|---------|
| 1 | (株)檜崎製作所 | 藤井 久司 | 北海道室蘭市崎守町 3 8 5 | 北海道開発局 |
| 2 | 函館どつく(株) | 村井 英治 | 北海道函館市弁天町 2 0 - 3 | |
| 3 | (株)釧路製作所 | 寺村 信正 | 北海道札幌市中央区北一条西 1 - 5 | |
| 4 | 豊平製鋼(株) | 石井 功一 | 北海道札幌市西区発寒十条 1 3 - 1 - 1 | |
| 5 | 佐世保重工業(株) | 森島 英一 | 東京都千代田区平河町 2 - 3 - 2 4 | 関東地方整備局 |
| 6 | (株)巴コーポレーション | 菊池 昌利 | 東京都中央区勝どき 4 - 5 - 1 7 | |
| 7 | 古河産機システムズ(株) | 富山 安治 | 東京都千代田区丸の内 2 - 6 - 1 | |
| 8 | (株)神戸製鋼所 | 犬伏 泰夫 | 兵庫県神戸市中央区脇浜町 2 - 1 0 - 2 6 | 近畿地方整備局 |
| 9 | (株)サノヤス・ヒシノ明昌 | 木村 進一 | 大阪府大阪市北区中之島 3 - 6 - 3 2 | |
| 10 | 住友金属工業(株) | 友野 宏 | 大阪府大阪市中央区北浜 4 - 5 - 3 3 | |
| 11 | (株)名村造船所 | 名村 建彦 | 大阪府大阪市西区立売堀 2 - 1 - 9 | |
| 12 | 宇部興産機械(株) | 山本 謙 | 山口県宇部市大字小串字沖ノ山 1 9 8 0 | 中国地方整備局 |
| 13 | (株)アルス製作所 | 坂本 孝 | 徳島県徳島市南田宮 1 - 1 - 6 2 | 四国地方整備局 |
| 14 | (株)大島造船所 | 中川 齊 | 長崎県西海市大島町 1 6 0 5 - 1 | 九州地方整備局 |
| 15 | 辻産業(株) | 辻 恒充 | 長崎県佐世保市光町 1 7 7 - 2 | |